

大分県報

平成三十年
第二九八四号
五月十八日

(金曜日)

目次

教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部改正……………一

告示

地籍調査の成果の認証……………一

道路区域の変更(二件)……………一

道路の供用開始(二件)……………二

大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………三

県立学校照明設備使用料の徴収事務の委託……………三

監査公表

監査の結果に基づき講じた措置の公表……………四

公告

所在不明者に対する保安林指定予定通知の揭示……………二

開発行為の完了(二件)……………二

○教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月十八日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則(平成十九年大分県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の大分市の項を削り、同款の中津市の項中「山

平成三十年五月十八日

大分県報(教育委員会規則・告示)

一

移小学校」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

示

大分県告示第三百四十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成三十年五月十八日

大分県知事 広瀬 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
速見郡日出町	平二七・六・一七から平二九・三・二まで	速見郡日出町大字川崎の一部の地籍図及び地籍簿	速見郡日出町大字川崎の一部	平三〇・五・一
豊後大野市	平二七・六・九から平二九・一〇・二五まで	豊後大野市千歳町前田の一部の地籍図及び地籍簿	豊後大野市千歳町前田の一部	平三〇・五・一
豊後大野市	平二七・六・一一から平二九・九・二八まで	豊後大野市朝地町綿田の一部の地籍図及び地籍簿	豊後大野市朝地町綿田の一部	平三〇・五・一

大分県告示第三百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年五月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

大分県知事 広瀬 貞

平成三十年五月十八日

大分県報(告示)

二

道路の種類及び路線名	区間		区域変更前後別	敷地の幅員	延長
	豊後大野市三重町菅生字大屋一四四番地先から豊後大野市三重町菅生字大屋一四七番地先まで	豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四四番三地内			
一般国道三二六号	後	前	後	前	後
	二五・二 一八・〇	二五・二 一八・〇	二五・二 二〇・九	二五・二 一八・〇	四二・八
道路の種類及び路線名	区間		区域変更前後別	敷地の幅員	延長
	豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四四番三地内	豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四四番三地内			
県道朝地直入線	後	前	後	前	後
	一四・〇 一六・四	一〇・〇 一六・四	一四・〇 一六・四	一〇・〇 一六・四	七・〇

大分県告示第三百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年五月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間		区域変更前後別	敷地の幅員	延長
	別府市大字南立石字台一四八番五から別府市大字南立石字日ノ平八番一五まで	別府市大字南立石字日ノ平八番一五まで			
県道別府一の宮線	後	前	後	前	後
	七四・〇 一八・二	四七・〇 一四・二	七四・〇 一八・二	四七・〇 一四・二	一、一九五・〇

大分県告示第三百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の

大分県告示第三百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道別府一の宮線	別府市大字南立石字櫛ケ畑一二五番六から別府市大字南立石字日ノ平八番一五まで	平三〇・五・一八
県道大田杵築線	杵築市大字溝井字野田一六五二番から杵築市大字溝井字向一四八四番二〇地先まで	平三〇・五・一八
県道亀川別府線	別府市野口中町一五八三番三から別府市野口中町一六八三番四まで	平三〇・五・一八

大分県告示第三百四十六号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び中津土木事務所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成三十年五月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

十 中津港の(二)概要の表中

D―一―二九	臨港道路	二、四五三メートル			を
D―一―二九	臨港道路	二、四五三メートル			
D―一―三〇	臨港道路	一七五・九メートル	幅員一メートル		に改

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第三百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。

平成三十年五月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 委託した事務に係る施設名並びに受託者の住所及び名称

委託した事務に係る施設名 受託者の住所及び名称

大分県立高田高等学校 豊後高田市中真玉二一四四番地二二
豊後高田市体育協会
会 長 佐々木 敏 夫

大分県立国東高等学校双国校 国東市国見町岐部五三六番地
NPO法人MAKK笑人クラブ
理事長 箕 迫 一 成

大分県立海洋科学高等学校

白杵市大字白杵二の一〇七番五六二
白杵市スポーツ推進委員協議会
会 長 板 井 定 治

大分県立中津南高等学校

中津市豊田町一四番地三
中津市体育協会
会 長 内 尾 伸 行

大分県立三重総合高等学校久住校

竹田市大字会々一六五〇番地
竹田市体育協会
会 長 首 藤 勝 次

大分県立芸術緑丘高等学校

大分市上野町四番五号
ひしのみクラブ
会 長 平 松 義 広

大分県立日田三隈高等学校

日田市田島二丁目六一一
日田市スポーツ推進委員協議会
会 長 石 井 吉 人

大分県立日田林工高等学校

日田市田島二丁目六一一
日田市スポーツ推進委員協議会
会 長 石 井 吉 人

大分県立由布高等学校

由布市庄内町大龍二一三一由布市庄内体育センター内
みことスマイルインクラブ
会 長 新 井 一 徳

大分県立杵築高等学校

杵築市大字本庄二〇〇五番地
杵築市体育協会
会 長 永 松 悟

大分県立三重総合高等学校

豊後大野市三重町市場二一〇〇番地
三重町スポーツ振興会
会 長 神志那 静 清

大分県立新生支援学校

大分市玉沢一〇三番地
わさだ夢クラブ
会 長 安 東 房 吉

大分県立大分支援学校

大分市横田一七七一四〇第一美容荘一〇七
OZAI元気クラブ
会 長 河 越 康 秀

平成三十年五月十八日

大分県報（告示）

大分県立聾学校	大分市田室町三番三七号 NPO法人おおみちふれあいクラブ 会長 園田 幸一
大分県立中津文援学校	中津市豊田町一四番地三 中津市体育協会 会長 内尾 伸行

二 委託の期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○監査公表

監査委員公表第624号

平成29年2月24日付け監査第602号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月18日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 元 吉 俊 博
大分県監査委員 馬 場 林

1 平成28年度行政監査の結果(平成29年2月24日付け監査第602号)に基づく措置

(1) 概要 「措置済」48件、「検討中」1件

(2) 措置の状況

県有施設の安全・安心(施設管理の在り方)に係る措置の状況(平成30年3月31日現在)

項 目	監査の結果(要旨)	監査対象機関 【監査対象施設】	措置の概要
1 計画的な保全管理	(現状) 学校保健安全法施行規則第28条第1項に規定されている毎学期1回以上の点検が、1	日田三隈高等学校 【日田三隈高等学校】	平成28年度は1学期(6月)、2学期(12月)、3学期(3月)に、定期点検を実施し

問題点	校で実施されていなかった。		
(2) 利用者の視点に立った日常点検等の実施に係る問題点	(改善検討事項) 定期点検を実施すること。	白杵土木事務所 【白杵港県管上屋】	許可更新の際に必要な添付がないことを、職員が見逃ごしていたことが使用許可範囲を把握できていなかった原因であったため、正確な範囲を確定し新たに図面作成のうえ申請書への添付を行った。今後は、更新の際に申請者に対して図面の添付が必須である旨を通知するとともに、職員が図面に示された使用範囲と申請場所が一致しているかどうかを現地で実測する等のチェック体制を整えた。 【措置済】
(3) 日常点検の実施基準に係る問題点	(現状) 知事部局及び教育庁では、日常点検の実施方法について全庁的な統一の基準は示されておらず、日常点検の点検周期や点検方法等の実施状況は、同種の施設においてもばらつきが見受けられた。	県有財産経営室	日常点検の実施方法に関する全庁的な統一の基準として、「施設管理者のための点検マニュアル」を作成し、平成29年3月27日付けで各施設管理者に通知した。 【措置済】

<p>(改善検討事項) 日常点検の実施に係る全庁的な統一の基準の策定について検討すること。</p>	<p>教育財務課</p>	<p>教育庁所管施設点検マニュアルを平成29年3月に教育財務課で作成し、平成29年3月28日付けで教育財務課長及び体育保健課長名により各県立学校長及び各教育施設管理主管課長に通知するとともに、学校担当者及び社会教育施設等の担当者も含めた研修会で指導を行っている。 【措置済】</p>	<p>た日常点検の実施に係るものが使用されていなかった。 (改善検討事項) チェックリストの作成についての指導又は助言、チェックリストの例示、チェックリストを使用した点検の実施に係る指導について検討すること。</p>	<p>体育保健課【学校安全・安心支援課】</p>	<p>点検区分(定期・日常)ごとに、施設管理者が点検できるよう、既存のチェックリストを改善し、教育庁所管施設点検マニュアルに盛り込んだ。 また、教育財務課の建築技術職員が施設管理者に対し、新たな点検マニュアル、チェックリストに基づいた点検の実施方法について、指導・助言を行っている。 【措置済】</p>
<p>(現状) 県立学校については、「『生きる力』をはじめむ学校での安全教育」において、計画的な点検のためには実施要領の整備が不可欠であると記載されているが、45校で作成されているいなかった。 (改善検討事項) 実施要領の整備に係る適切な指導について検討すること。</p>	<p>体育保健課【学校安全・安心支援課】</p>	<p>教育庁所管施設点検マニュアルを整備し、マニュアルに示した「日常点検要領」により、県立学校は毎授業日ごとに、社会教育施設等は開館日に異常がないか確認するよう、平成29年7月11日開催の説明会において指導した。</p>	<p>併せて、日常点検の結果、危険箇所は遅滞なく改善を図り、対応できない場合は、施設整備窓口である教育財務課に相談するよう指導した。 また、その情報は関係各課で共有している。 【措置済】</p>	<p>教育財務課</p>	<p>また、その情報は関係各課で共有している。 【措置済】</p>
<p>(現状) 日常点検の実施において、4割の施設でチェックリストを使用し</p>	<p>県有財産経営室</p>	<p>教育庁所管施設点検マニュアルを平成29年3月に教育財務課で作成し、平成29年3月28日付けで教育財務課長及び体育保健課長名により各県立学校長及び各教育施設管理主管課長に通知するとともに、学校担当者及び社会教育施設等の担当者も含めた研修会で指導を行っている。 【措置済】</p>	<p>2 保安全管理の改善・向上の取組 (3) 安全点検に関する職員研修及び指導・相談体制に係る問題点</p>	<p>県有財産経営室</p>	<p>研修会の出席率の向上を図るため、平成29年度から開催通知を施設所管課と併せて施設管理者に対しても行うこととした。</p>

<p>きていなかった。</p> <p>(改善検討事項) 効果的な研修会を実施するため、出席促進や欠席した機関へのフォローアップなどの対策を検討すること。</p>	<p>なお、平成29年度において、職員向けの庁内イントラネットにも開催通知を掲出し、周知を図った。</p> <p>また、欠席した機関に対するフォローアップとして、職員向けの庁内イントラネットに研修会資料を掲出するとともに、「防災映像配信システム」により研修会の映像配信を行うこととした。</p> <p>【措置済】</p>	<p>転倒・落下防止対策に係るもの</p>	<p>物品が未対策となっている状況であった。</p> <p>(改善検討事項①) 本庁所管課と連携し、早急に対策を講じること。</p>	<p>棚、冷蔵庫、キャビネットなど転倒の優先性が高い機器を優先し耐震補強治具設置を行った。</p> <p>対象物品が多数あり、単年度では対応困難なため、対策の優先順位付けを行い、平成29年度から平成31年度までの3か年による実施計画を作成し、計画に沿って順次対策を実施することとした。</p> <p>【措置済】</p>	
<p>(現状) 青少年の家や県立図書館等の教育機関を対象とした研修会等は実施しておらず、施設の保全管理に係る統一的な指導が行われていない状況が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 県有建築物の計画的な保全を推進するために、施設の適切な保全管理に関する統一的な指導や相談体制の整備について検討すること。</p>	<p>教育財務課</p>	<p>学 校施設担当者等に対する説明会の対象者を拡大し、社会教育施設等の担当者を含めた点検担当者への研修会を平成29年7月11日に開催した。</p> <p>また、今回新たに相談・指導窓口を教育財務課に決定し、同研修会で周知を図った。</p> <p>【措置済】</p>	<p>(改善検討事項②) その他の一部未対策である23施設の管理者は、対策の必要性を判断し、適切に対応すること（監査後、対策済みの7施設を除く16施設）。</p>	<p>南部振興局 「佐伯総合庁舎」</p>	<p>一部未対策であった物品（パソコンモニター）について、耐震粘着ゴムを設置し対策を講じた（平成29年2月27日完了）。</p> <p>【措置済】</p> <p>未対策であった事務室内の棚の連結及び床固定の処置を行い、舞台袖のロッカーの上にある重量物については、落下防止のため低所に移動した。</p> <p>また、額縁及び展示品については、吊り部の補強を行った（平成29年3月31日完了）。</p> <p>【措置済】</p>
<p>3 施設の耐震化等利用者の安全対策</p> <p>(2) 転倒・移動・落下防止対策及び落下物防止対策に係る問題点</p>	<p>(現状) 監査対象全85施設のうち24施設（28.2%）において、一部未対策であり、このうち1施設においては、予算の都合により対応が遅延し、多数の</p>	<p>産業科学技術センター 「産業科学技術センター」</p>	<p>平成28年度は、地震時の揺れが大きいと推測される最上階3階のうち、一般県民の利用も多い食品産業担当部門の13室で、実験器具</p>	<p>観光・地域振興課 「別府コンベン</p>	<p>未対策であった物品（ロッカー6台、棚10台、テレビ1台）につ</p>

	<p>シオンセンター」</p>		<p>どの共生推進室」 「青少年の森」</p>	<p>(キャビネット、ロッカー) について、転倒・移動・落下防止対策を講じた(平成29年2月23日完了)。 【措置済】</p>
	<p>北部保健所 「北部保健所」</p>	<p>未対策であった物品(キャビネット)について、転倒防止対策を講じた(平成29年3月22日完了)。 【措置済】</p>	<p>体育保健課 「庄内屋内競技場」</p>	<p>未対策であった事務室内のキャビネットについて、転倒防止対策を講じた(平成29年3月完了)。 【措置済】</p>
	<p>大分高等技術専門校 「大分職業訓練センター」</p>	<p>未対策であった物品(キャビネット・ロッカー・書類棚・コピー機・複合機・テレビ等)について、転倒・移動・落下防止対策を講じた(平成29年6月2日完了)。 【措置済】</p>	<p>香々地青少年の家 「香々地青少年の家」</p>	<p>未対策であった施設(管理棟、宿泊棟本館、宿泊棟別館、研修棟、プレイホール、キヤンプ場管理棟)全般の物品(キャビネット、ロッカー等)110個について、転倒防止対策を講じた(平成29年6月27日完了)。 【措置済】</p>
	<p>地域農業振興課 「大分農業文化公園・都市農村交流研修館」</p>	<p>未対策であった物品(キャビネット)について、転倒・移動・落下防止対策を講じた(平成29年5月17日完了)。 【措置済】</p>	<p>別府鶴見丘高等学校 「別府鶴見丘高等学校」</p>	<p>未対策であった体育館のピアノについて、移動防止対策を講じた(平成29年4月完了)。 【措置済】</p>
	<p>林務管理課 「林業研修所」</p>	<p>未対策であった物品(ロッカー)について、転倒・移動・落下防止対策を講じた(平成28年11月15日完了)。 【措置済】</p>	<p>佐伯豊南高等学校 「佐伯豊南高等学校」</p>	<p>未対策であった管理棟から教室棟への渡り廊下にある生徒用ロッカーについて転倒防止対策を講じた(平成29年6月完了)。 【措置済】</p>
	<p>森林整備室【森</p>	<p>未対策であった物品</p>	<p>日田三隈高等学校</p>	<p>未対策であった体育</p>

<p>校 「日田三隈高等学校」</p>	<p>館のピアノ)について、移動防止対策を講じた(平成29年5月完了)。 【措置済】</p>	<p>4 施設管理者と本庁所管課等の連携 (1) 安全点検結果の本庁所管課等への報告に係る問題点</p>	<p>(改善検討事項) 定期点検を実施すること。</p>	<p>実施するよう改善を図った。 【措置済】</p>
<p>中津東高等学校 「中津東高等学校」</p>	<p>未対策であった各普通教室内の掃除用具用ロッカーについて、転倒防止対策を講じた(平成29年4月完了)。 【措置済】</p>	<p>(現状) 「指定管理者制度運用ガイドライン」では、施設設備の維持管理状況(安全点検、修繕状況)については、原則、業務報告書に記載する業務内容として示されているが、1施設が県へ報告させていなかった。</p>	<p>観光・地域振興課 「別府コンベンションセンター」</p>	<p>平成29年3月分の業務報告書から、記載する業務内容に「安全点検の結果」を追加し、報告させることとした。 【措置済】</p>
<p>安心院高等学校 「安心院高等学校」</p>	<p>未対策であった管理棟、教室棟、農業棟、作物園芸実習室、プールに設置しているキャビネット等について、転倒防止対策を講じた(平成29年9月完了)。 【措置済】</p>	<p>(改善検討事項) ガイドラインに沿った取扱いを行うこと。</p>		
<p>大分支援学校 「大分支援学校」</p>	<p>未対策であった中等部フレイルームの椅子収納台について、教室内に新設された倉庫に収納し、対策を講じた(平成29年3月完了)。 【措置済】</p>	<p>5 指定管理施設における管理責任の明確化 (2) モニタリングの実施に係る問題点 ア 実地調査に係るもの</p>	<p>(現状) ガイドラインでは、モニタリングについて、施設所管課は書面調査のほか、施設の適正な管理業務を期するため、少なくとも年2回以上は実地で調査を行うものとされているが、6施設において実施されていないであった。</p>	<p>平成28年度は12月と2月に実地調査(モニタリング)を実施した。 今後は、モニタリングを着実に実施するため、実地調査の対応について関係機関及び班内での情報共有を図ることとした。 【措置済】</p>
<p>(5) 県立学校における毒劇物の定期点検に係る問題点</p>	<p>(現状) 県立学校では、毒劇物について毎学期1回以上の定期的な点検を行うこととされているが、実施していない学校が1校見受けられた。</p>	<p>2学期制のため、平成28年度は、監査後の後期(平成28年10月)に1回実施した。 今後も毎学期に1回点検を行う。点検後は校長まで報告を行うこととし、着実に点検を</p>	<p>芸術文化振興課 【芸術文化スポーツ振興課】 「総合文化センター」</p>	<p>平成28年度は、平成28年12月6日に実地調査(モニタリング)を</p>
	<p>爽風館高等学校 「爽風館高等学校」</p>	<p>(改善検討事項) ガイドラインに沿ったモニタリングを実施すること。</p>	<p>地域福祉推進室 「社会福祉介護研修センター」</p>	

	<p>実施した。</p> <p>平成29年度以降は、平成2回以上（うち1回は土木建築部職員等の県有建築物保全調査を同時に実施）のモニタリングを着実に実施するため、実地調査の対応について関係機関及び班内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>				<p>体育保健課 「総合体育館」</p>	<p>日)。</p> <p>また、今後はモニタリングを着実に実施するため、関係機関及び所属内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p> <p>平成28年度は2回のモニタリングを実施した（平成28年7月及び平成29年3月）。</p> <p>今後もガイドラインに沿ったモニタリングを行う。</p> <p>【措置済】</p>
<p>公園・生活排水課 「大洲総合運動公園」</p>	<p>平成28年度は2回のモニタリングを実施した（平成28年8月10日及び平成29年2月22日）。</p> <p>また、今後はモニタリングを着実に実施するため、関係機関及び所属内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>		<p>土木建築部職員等の同行調査に係るもの</p>	<p>(現状)</p> <p>ガイドラインでは、モニタリングについて、施設所管課は書面調査のほか、施設の適正な管理業務を期するため、少なくとも年2回以上は実地で調査を行うものとされ、また、そのうち1回以上は、土木建築部職員等の同行による危険箇所等の調査を実施することとされているが、6施設においてガイドラインに沿った同行調査が実施されていない。</p>	<p>芸術文化振興課 「芸術文化スポーツ振興課」 「総合文化センター」</p>	<p>平成28年度は土木建築部職員との同行調査を8月に実施した。</p> <p>平成29年度以降は、同行調査に係る対応について関係機関との情報共有を行い、実施の徹底を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>「大分スポーツ公園」</p>	<p>平成28年度は2回のモニタリングを実施した（平成28年7月27日及び平成28年11月29日）。</p> <p>また、今後はモニタリングを着実に実施するため、関係機関及び所属内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>			<p>(改善検討事項)</p> <p>ガイドラインに沿った同行調査を実施すること。</p>	<p>地域福祉推進室 「社会福祉介護研修センター」</p>	<p>これまで、土木建築部職員等による県有建築物保全調査は実施されてきたが、同時に行うべき地域福祉推進室職員による実地調査は実施していなかった。</p> <p>今後は、ガイドラインに沿って、実地調査を着実に実施するよう、関係機関との情報共有を行い、対応を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>「ハーモニープーク」</p>	<p>平成28年度は2回のモニタリングを実施した（平成28年7月26日及び平成28年11月7</p>					

	自然保護推進室 「長者原オート キャンプ場」	平成27年度は、施設 所管課（観光・地域振 興課）と土木建築部職 員との間で日程の調整 ができず、別々に実地 調査を行ったが、平成 28年度はガイドライ ンに基づき、土木建築部 職員の同行により実地 調査を行った。 今後は、同行調査に 係る対応について、関 係機関との情報共有を 図り、着実に実施する こととした。 【措置済】	確認も併せて計画的に 実施するよう関係機関 と連携し、徹底を図る こととした。 【措置済】
	公園・生活排水 課 「大分スポーツ 公園」	これまで建築基準法 第12条に基づく定期点 検に併せて同行調査を 実施してきたが、業務 報告書で報告された修 繕箇所の確認が実施さ れていなかった。 今後は、修繕箇所の 確認も併せて計画的に 実施するよう関係機関 と連携し、徹底を図る こととした。 【措置済】	平成30年度からの次 期指定管理更新時に、 上限額を明示すること とした。 【措置済】
「ハーモニーパ ーク」	これまで建築基準法 第12条に基づく定期点 検に併せて同行調査を 実施してきたが、業務 報告書で報告された修 繕箇所の確認が実施さ れていなかった。 今後は、修繕箇所の	(3) 管理物件 の修繕に係 る責任分担 に係る問題 点 (現状) ガイドラインでは、管理物 件の修繕について指定管理者 が負担する場合は、1件当 りの上限額と各年度の負担総 額の上限額を協定書に明示す ることとされているが、各年 度の負担総額の上限額につ いて、3施設において明示され ていなかった。 (改善検討事項) ガイドラインに沿った取扱 いについて検討すること。	平成30年度からの基 本協定の変更に向け て、共同運営管理者で ある別府市と足並みを そろえる必要があるこ とから、変更時期及び 内容について協議を重 ねたが合意に至らな かったため、引き続き対 応を検討する。 【検討中】
		芸術文化振興課 【芸術文化ス ポーツ振興課】 「総合文化セン ター」 観光・地域振興 課 「別府コンベン ションセンタ ー」 体育保健課 「庄内屋内競技 場」	平成28年度は、ガイ ドラインに沿った教育 財務課建築技術職員の 同行調査を、平成28年 7月に1回実施した。 平成29年度以降も1 回の同行調査を実施す る。 【措置済】
		体育保健課 「総合体育館」	ガイドラインに明示 されている修繕の各年 度の負担総額の上限額 について、平成29年3 月に基本協定の変更を 実施した。 【措置済】

<p>(4) 施設所管課の直接対応窓口の周知の取組に係る問題点</p>	<p>(現状) ガイドラインでは、施設利用者から施設所管課に対し苦情や要望等が直接行えるよう施設所管課に直接窓口を設けるとともに、施設パンフレットや施設ホームページ、県庁ホームページ等に、当該窓口と対応責任者を明記することなどにより周知を図るものとする」とされているが、12施設については取組が行われていなかった。</p> <p>(改善検討事項) 周知の取組を行うこと（監査後周知が行われた4施設を除く8施設）。</p>	<p>芸術文化振興課 【芸術文化スポーツ振興課】 「総合文化センター」</p> <p>観光・地域振興課 「別府コンベンションセンター」</p>	<p>施設のホームページに施設所管課、指定管理者の窓口を明記し周知を図った（平成29年2月20日完了）。 【措置済】</p> <p>施設のホームページに施設所管課、指定管理者の窓口を明記し周知を図った（平成29年2月16日完了）。 【措置済】</p> <p>大分県県民の森の施設のホームページに、施設の所管課を明記し周知を図った（平成29年2月15日完了）。 なお、当該施設は平成29年4月から森との共生推進室の所管となつたため、ホームページの記載を変更した。 【措置済】</p> <p>施設のホームページに、施設所管課の直接対応窓口を掲載し、周知を図った（平成29年2月完了）。 【措置済】</p> <p>大洲総合運動公園の施設のホームページに施設所管課の直接対応窓口を掲載し、周知を図った（平成29年2月完了）</p>	<p>6 全庁的なマネジメント</p> <p>(2) 県立学校の安全管理に係る問題点</p>	<p>(現状) 毎学期1回以上の定期点検が1校で未実施であったほか、文部科学省が「『生きる力』をばぐくむ学校での安全教育」で推奨している毎月1回の点検については、本県では統一的な取組がなされていない状況であった。</p>	<p>「ハーモニーク」</p> <p>「庄内屋内競技場」</p> <p>体育保健課 【総合体育館】</p> <p>体育保健課 【学枝安全・安心支援課】</p>	<p>完了）。 【措置済】 ハーモニークの施設のホームページに施設所管課の直接対応窓口を掲載し、周知を図った（平成29年2月完了）。 【措置済】</p> <p>総合体育館のホームページに体育保健課があることを掲載し、周知を図った（平成29年3月完了）。 【措置済】</p> <p>由布市のホームページに体育保健課が施設の直接対応窓口であることを掲載し、周知を図った（平成29年3月完了）。 【措置済】</p> <p>建築基準法に基づく定期点検は年1回、学校保健安全法に基づく定期点検は毎学期1回以上、日常点検は授業日毎に実施し、法令に基づき定期点検は、教育庁所管施設点検マニュアルに基づき、担当者がチェックリストに記録して、校長に報告するよう指導した。</p>
-------------------------------------	--	---	--	--	---	---	---

(改善検討事項) 法令で定められた点検の実施について適切な指導及び定期点検の統一的な取組について検討すること。		危険箇所は遅滞なく改善を図り、学校で対応できない場合は、施設整備窓口である教育財務課にご相談するよう指導した。その情報は関係課も共有することとしている。 また、すべての県立学校で新年度始業式までに教育庁所管施設点検マニュアルに基づき定期点検を実施した。 毎月1回の点検については、施設・設備の使用状況や学校の実情に応じて月ごとに点検箇所を決め、学校安全計画により計画的に実施するよう指導した。 【措置済】
--	--	---

(注) 「監査対象機関」欄の【 】内は、平成29年4月1日組織改編後の監査対象施設管理機関等である。

○ 公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。
平成三十年五月十八日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所	大分県知事 広 瀬 勝 貞
所在の不明な者の氏名	長尾末吉、長尾由松、長尾篁
掲示場所	中津市役所

二 通知の要旨

農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成三十年四月二十四日付け大分県告示第三百十三号により行った同法第三十条の規定による通知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年五月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称
宇佐市大字荒木字塚ノ下四百八十八番ほか三筆

二 開発区域の面積
九千六百六十四・二〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
愛知県名古屋市中区阿由知通四丁目十八番地の四
建設ゴム株式会社
代表取締役社長 稲 木 三四郎

四 完了検査年月日
平成三十年四月二十四日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年五月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称
玖珠郡玖珠町大字四日市字上ノ原八百四十八番八の一部及び字西ノ原九百六十八番の一部並びに大字綾垣字池ノ原千三十一番一の一部及び字下綾垣千五百五十七番六の一部（二工区）

二 開発区域の面積
九万八千五百五十七・〇三平方メートル（一工区）

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県土地開発公社

理事長 諏訪 義治

四 完了検査年月日

平成三十年五月二日

平成三十年五月十八日

大分県報（公告）

一三